

キャッシュカードによる 「ATM振込限度額の変更」のお知らせ

日頃は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、振込詐欺被害並びに偽造カードなどによる不正取引被害からお客様を保護するため、個人のお客様に限りキャッシュカードによるATMでの一日（1回）あたりの振込限度額を200万円から100万円に変更させていただくことといたしました。

なお、限度額の変更を希望されるお客様は、ご面倒ですがお届出印と本人確認資料をご持参のうえ、キャッシュカード発行店の窓口にてお手続き願います。限度額は、1千円から200万円の範囲内で1千円単位で変更ができます。

ご利用のお客様には、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう引き続き宜しくお願いいたします。

変更日	平成23年12月5日（月）より
変更前	個人のお客様：1日1回あたり200万円限度
変更後	個人のお客様：1日1回あたり100万円限度

興産信用金庫